

## 平成21年度 課所掌基本施策進行管理票

課名	労働委員会事務局審査調整課	課長名	栗田 治
----	---------------	-----	------

## 1 課の使命・役割（最終目的/上位目的）

労働委員会は、労働組合法に基づき設置された、労使紛争を専門的に取り扱う公労使の三者で構成される行政委員会です。

その役割は、労使の自主解決が困難な労使紛争について、

- 1 労使の自主性・自律性を尊重しつつ、紛争の早期解決に向けての助力・支援を行うことにより、当事者の歩み寄り、譲歩を促進するなど労使間の調整を図ること
- 2 救済命令を発するという不当労働行為制度を通じて、労使間の対等な交渉を可能とするための基盤を確保し、長期的に安定した労使関係を維持、確保できるよう努めること
- 3 個別的労使紛争のあっせんの実施により、個々の労働者と使用者の間の労使紛争について、迅速・的確な解決を図ること

というものです。

当課は、労働委員会が迅速・的確に労使紛争の調整を図れるよう、事務を行います。

## 2 施策の概要

施策名	労使紛争の調整及び不当労働行為審査の迅速・的確な実施並びに労働委員会制度の利用促進		施策コード	4	-	2	5	0	1
アクションプランにおける位置付け	無								
上位政策計画等	無		関係課名	無					

## ( 施策展開の柱 )

番号	柱名
	不当労働行為審査の迅速・的確化
	集団的労使紛争に対する迅速な処理
	個別的労使紛争に対する迅速な処理
	労働委員会制度の利用促進

3 施策展開

(単位：千円、人)

施策展開の柱		20年度当初予算	21年度当初予算		
		20年度決算	21年度決算		
柱名	不当労働行為審査の迅速・的確化	金額	41,652	41,399	
概要	<p>&lt;目的&gt; 不当労働行為事件について、迅速・的確な審査を行い、事件の早期解決に努めます。</p> <p>&lt;内容&gt; 労働委員会が速やかに審査計画を作成し、和解による紛争解決を視野に入れつつ、計画に沿った審査を迅速・的確に進めるよう、事務を行います。</p>	金額	41,205	40,473	
		人員	2.4	2.3	
19年度事後評価等を踏まえた課題及び対応策	不当労働行為審査を迅速かつ的確に行うため、事件の内容に応じた適切な審査計画の作成及び遂行並びに効果的で円滑な和解手続の実施に取り組みます。				
前年度(20年度)からの具体的変更点・改善点 (特に予算上の大幅変更を伴うもの)	審査の円滑な実施について当事者により一層の協力を求めるなどして、不当労働行為審査の迅速・的確化に向けた取組みを進めます。				
検証指標・手段		現状 (基準年)	目標 (目標年)	達成状況 (年月)	区分
上位	1年6か月以内の終結 (1年6か月以内に終結した事件数 / 当該年度の終結予定事件数)	100% (1/1) (19年度)	100% (21年度)	終結事件6件のうちH18年度からの繰越1件を除き、1年6か月以内に終結しました。 (21年度)	A
	早期の主張整理 (申立てから1か月以内に主張の整理を行った事件数 / 当該年度の新規申立事件数)	100% (1/1) (19年度)	100% (21年度)	取下げ2件を除く、新規申立の4件すべて1か月以内に主張の整理を行いました。 (21年度)	A
中間	審査計画の遂行 (予定の期日までに最終審問を実施した事件数 / 当該年度に最終審問の実施を予定した事件数)	0% (0/1) (19年度)	100% (21年度)	事件に応じて争点及び証拠の整理を行い、審問の期間・回数等を定める計画を作成し、その遂行に努めました。 (21年度)	A
実施結果	成果に関する説明 (指標に関する成果、その他)	事件の内容に応じた適切な審査計画の作成及び遂行並びに効果的で円滑な和解手続の実施に取り組み、目標を達成しました。			
	問題点・課題に関する説明 (指標に関すること、その他)	上位指標は、労働組合法に定めることが規定されこれを受け当委員会で定めたものですが、この指標に掲げた目標達成に向け、より有効な中間指標の検討を進めます。			



3 施策展開（つづき）

（単位：千円、人）

施策展開の柱			20年度当初予算	21年度当初予算	
			20年度決算	21年度決算	
柱名	集团的労使紛争に対する迅速な処理		と共通	と共通	
概要	<p>&lt;目的&gt; 労働組合と使用者との間で労使紛争が生じ、自主的な解決が困難となった場合、労働委員会が公正・中立の立場で調整し、紛争の早期解決を図るなど、安定した秩序ある労使関係の維持形成に努めます。</p> <p>&lt;内容&gt; 労働関係調整法に基づき、労働委員会があっせん、調停、仲裁の争議調整手続きを実施し、労働争議の予防・解決のために必要な助力・支援を行います。</p>	金額	と共通	と共通	
		人員	1.0	2.2	
19年度事後評価等を踏まえた課題及び対応策	<p>労使紛争を解決するため、最も簡易・迅速な制度であるあっせんを実施してきましたが、事件の内容によっては、複数回開催したり、労使の自主的な交渉を見守るなど、解決まで長期間を要する場合があります、一律的に処理することには困難な面があります。</p> <p>しかし、今後とも早期解決に向けて あっせん期日の早期設定 あっせん作業の円滑化 に重点的に取り組む必要があります。</p> <p>そのため、被申請者への事前調査の早期実施と被申請者からの早期のあっせん応諾回答の促進を図るとともに、時間外でのあっせん期日設定の提案を行う等、日程調整の円滑化に取り組みます。</p> <p>また、良好な労使関係を構築するため、事前調査等による労使紛争の概要の的確な把握や争点の明確化に努めるとともに、類似事例(判例)等をあっせん員に早期に提供することにより、あっせん当日のあっせん作業の円滑化を図ります。</p>				
前年度(20年度)からの具体的変更点・改善点 (特に予算上の大幅変更を伴うもの)	平成21年度も、前年度に引き続き制度趣旨の達成に向けた取り組みを進めます。				
検証指標・手段		現状 (基準年)	目標 (目標年)	達成状況 (年月)	区分
上位	30日以内に第1回あっせんを開催した件数の割合 (申請日～第1回あっせん日)	71.4% (5件/7件) (19年度)	増加を目指します (21年度)	30日以内に第1回あっせんを実施したものの 5件/9件(55.6%) (21年度)	B
中間	申請書受付後7日以内に事前調査を実施した件数の割合	33.3% (2件/6件) (19年度)	増加を目指します (21年度)	7日以内に実施したものの 6件/13件(46.2%) (21年度)	A
実施結果	成果に関する説明 (指標に関する成果、その他)	21年度の取扱件数は新規に申請のあった13件で、すべて年度内に終了しました。このうちあっせんを実施したものは9件で、30日以内に開催したものは5件でした。なお、第1回あっせん開催に要した平均日数は33.13日となっています。			
	問題点・課題に関する説明 (指標に関すること、その他)	使用者が被申請者である場合、関係事業所の外、本社等複数の事業所の担当者が調査へ同席する場合があります、その内部調整のため調査実施までに日数を要すること、あっせん期日調整にも日数を要するケースが多いので、被申請者に対し日程調整への協力をえられるよう努めます。			
	特記事項 (事務事業の円滑化のために工夫した点、その他)	従来行ってきた労働組合の連合会等を通じての労働争議の調整を含む労働委員会制度についての周知活動に加え、労働組合、使用者を対象とした労使関係相談会を開催し、労働委員会の利用を通じての労使紛争の早期解決を促しました。			



3 施策展開（つづき）

（単位：千円、人）

施策展開の柱		金額	20年度当初予算	21年度当初予算	
			20年度決算	21年度決算	
柱名	個別的労使紛争に対する迅速な処理		と共通	と共通	
概要	<p>&lt;目的&gt; 個々の労働者と使用者との間で労働条件等について紛争（個別的労使紛争）が生じ、自主的な解決が困難となった場合、労働委員会が公正・中立の立場であっせんを行い、その実情に即した迅速な解決に努めます。</p> <p>&lt;内容&gt; 「個別的労使紛争のあっせん」を実施し、労働委員会が紛争当事者双方の主張を聞き、歩み寄りを図るなど紛争解決のために必要な助力・支援を行います。</p>	金額	と共通	と共通	
		人員	1.0	1.5	
19年度事後評価等を踏まえた課題及び対応策	<p>個別的労使紛争は、労働環境の変化を受け増加傾向にあり、また、解雇問題など紛争の内容が労働者にとって迅速な処理を要するものも少なくないことから、あっせんについて、あっせん期日の早期設定、あっせん作業の円滑化に重点的に取り組む必要があります。</p> <p>そのため、被申請者への事前調査の早期実施と被申請者からの早期のあっせん応諾回答の促進を図るとともに、時間外でのあっせん期日設定の提案を行う等、日程調整の円滑化に取り組めます。</p> <p>また、一度のあっせんで解決できるよう、事前調査等による労使紛争の概要の的確な把握や争点の明確化に努めるとともに、類似事例（判例）等をあっせん員に早期に提供することにより、あっせん当日のあっせん作業の円滑化を図ります。</p>				
前年度(20年度)からの具体的変更点・改善点（特に予算上の大幅変更を伴うもの）	平成21年度も、前年度に引き続き制度趣旨の達成に向けた取り組みを進めます。				
検証指標・手段		現状（基準年）	目標（目標年）	達成状況（年月）	区分
上位	30日以内に終結した件数の割合（申請日～終結日）	50.0% （9件/18件） （19年度）	増加を目指します （21年度）	30日以内に終結したものの 12件/15件 （80.0%） （21年度）	A
中間	申請書受付後7日以内に事前調査を実施した件数の割合	31.6% （6件/19件） （19年度）	増加を目指します （21年度）	7日以内に実施したものの 13件/15件 （86.7%） （21年度）	A
実施結果	成果に関する説明（指標に関する成果、その他）	21年度の取扱件数は15件で、昨年度より6件申請件数が増えたが、3月下旬申請の2件以外は年度内に終結しました。 このうち目標期間である30日以内に終結したものは12件で、平均処理日数は18.2日でした。			
	問題点・課題に関する説明（指標に関すること、その他）	紛争の当事者である使用者が労働組合のない中小企業の場合が大半で、労働委員会に関する知識・理解が少ないことから、あっせん制度が紛争解決手段として機能するため、一層の周知を図ってまいります。			
	特記事項（事務事業の円滑化のために工夫した点、その他）	県及び県内市町村の相談（受付）機関に対し、労働委員会で行う個別的労使紛争のあっせん制度について周知活動を行い、労使紛争の早期解決のため同あっせん制度の利用を促しました。			



3 施策展開(つづき)

(単位:千円、人)

施策展開の柱			20年度当初予算	21年度当初予算	
			20年度決算	21年度決算	
柱名	労働委員会制度の利用促進		と共通	と共通	
概要	<目的> 安定した労使関係の形成や紛争解決を図るため、労働委員会制度の普及を進め、その利用を促します。		と共通	と共通	
	<内容> 労働委員とともに労使関係相談会を開催し、労使関係に対する理解とともに労働委員会制度の周知を図ります。また、広報媒体を活用して制度の理解を広め、利用促進に努めます。		0.1	0.5	
19年度事後評価等を踏まえた課題及び対応策	労働委員会制度について、広く周知されていないことから、各種制度に関する幅広い広報を行っていくことが必要です。				
前年度(20年度)からの具体的変更点・改善点(特に予算上の大幅変更を伴うもの)	平成21年度は、制度趣旨について十分理解され、利用促進につながるような広報の取り組みを進めます。				
検証指標・手段		現状(基準年)	目標(目標年)	達成状況(年月)	区分
上位	労使関係相談会の開催	0回 (19年度)	2回 (21年度)	3回 (21年度)	A
中間	県民だより等広報媒体による労働委員会制度の紹介件数	25回 (19年度)	広報に努めます (21年度)	56回 (21年度)	A
実施結果	成果に関する説明(指標に関する成果、その他)	労使関係相談会を船橋市・柏市・千葉市で3回開催しました。 労働委員制度の周知を図るため県民だより(3回)・労政ちば(6回)等への掲載、市町村広報誌等への広報依頼も行い制度の普及に努めました。			
	問題点・課題に関する説明(指標に関すること、その他)	労働組合及び使用者を対象に良好な労使関係の構築に必要な知識を普及し、労使紛争の予防及び解決に寄与するため労使関係相談会を開催しました。 なお、広く県民に労働委員会の業務内容を具体的理解してもらうため、紛争処理の解決事例等を広報紙にわかりやすく紹介し、制度の利用促進に努めました。			
	特記事項(事務事業の円滑化のために工夫した点、その他)	ホームページに各制度の概要、実施状況を掲載し制度の利用促進を図りました。 同ページから申請書等のダウンロードも可能であり、利用しやすいページ構成に努めました。			
22年度以降の対応	実施結果を踏まえた今後の具体的施策・事業展開	行政機関、労働団体、使用者団体を通じ、労働委員会でいう各種制度について周知活動を行い、労使紛争の早期解決のため制度の普及に努めました。 労働委員会制度の一層の周知を図り、利用を促進するような広報活動を進めていきます。			
	柱の方向性	事業量	A 拡大   B 維持   C 縮小   D 大幅に縮小		
		改善事項	無 有(内容: )		

4 柱ごとの評価を踏まえた施策（課）全体としての達成状況と方向性

達成状況	A 施策目的の達成に向けて順調に進んでいる B 施策目的の達成に向けて概ね順調に進んでいる（一部に課題がある） C 施策目的の達成に向けて困難な課題がある
22年度以降特に重点的に取り組む施策展開と資源配分（予算・組織・人員）の方向性	不当労働行為制度について、事件の内容に応じた迅速かつ適格な解決に一層努めます。 集团的及び個別的労使紛争調整制度について一層の周知を図り、制度の理解浸透を進め、潜在化している紛争の解決に役立つような対応に努めます。

5 環境の視点に関する評価

事前評価	環境への配慮に関する視点	
	環境分野（大分類）	A 地球温暖化防止    B 生物多様性保全・自然環境 C 資源循環型社会の構築    D 大気環境    E 水環境    F 化学物質 G 人づくり・ネットワークづくり    H 共通的・基盤的施策
事後評価	実施結果（環境の視点に関して工夫した点及びその成果）	
	実施結果を踏まえた今後の取組方針	

（二次評価結果）

不当労働行為審査の迅速化及び適格な解決化を更に推進するため、審査計画制度の的確な実施と和解による解決への取り組みや研究に一層努める。 労使紛争の早期解決に有効であるあっせんの早期開催に向け、更なる日程調整の円滑化に努め、処理日数の短縮を図ること。 紛争の早期解決に向けた利用促進のため、一層の制度周知を図ること。
--